



山形県公報

平成30年10月19日（金）
第2988号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…1013
- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定……………（水大気環境課）… 同
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………（ 同 ）… 同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米ブランド推進課）…1014
- 地域登録検査機関の変更登録……………（ 同 ）… 同

### 公 告

- 山形県名誉県民の事績の公告……………（秘 書 課）…1015
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（最上総合支庁総務課）…1016
- 同……………（置賜総合支庁総務課）… 同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（警 察 本 部）…1017

## 告 示

### 山形県告示第763号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成30年9月21日招集した山形県議会定例会は、同年10月12日閉会した。

平成30年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第764号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

平成30年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 指定する区域

西村山郡大江町の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

#### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン並びに鉛及びその化合物

#### 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

土壤汚染対策法施行規則別表第5の1の項の中欄に掲げる地下水の水質の測定（クロロエチレンに限る。）

### 山形県告示第765号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 指定する区域

西村山郡大江町の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

**山形県告示第766号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社米シスト庄内

代表取締役 佐藤 彰一

東田川郡庄内町久田字寺前8

2 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                |                                            | 変更年月日     |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------|
| 変更前                                         | 変更後                                        |           |
| 有限会社米シスト庄内<br>代表取締役 佐藤 彰一<br>東田川郡庄内町深川字新田31 | 株式会社米シスト庄内<br>代表取締役 佐藤 彰一<br>東田川郡庄内町久田字寺前8 | 平成30年7月2日 |

**山形県告示第767号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第19条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をした。

平成30年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 登録年月日及び登録番号

平成30年10月9日

65

2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社安全安心楽農物産

代表取締役 佐藤 浩治

新庄市大字萩野字塩野385

3 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ 国内産玄米

4 登録の区分

品位等検査

5 農産物検査を行う区域

山形県

6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名   | 住 所           | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|-------|---------------|----------------|------------|
| 佐藤 浩治 | 新庄市大字萩野字塩野385 | もみ、玄米          | 国内産農産物に限る。 |
| 笹 昭   | 新庄市城西町7-38    | もみ、玄米          |            |

## 公 告

山形県名誉県民条例（平成5年3月県条例第3号）第2条の規定により山形県名誉県民の称号を贈った者の事績は、次のとおりである。

平成30年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 績  
いし さか きみ しげ  
石 坂 公 成

大正14年12月3日生

東京府（現東京都）に生まれる。

旧制府立二中（現都立立川高等学校）を卒業し、旧制成蹊高等学校（現成蹊大学）に進学、昭和19年9月東京帝国大学（現東京大学）医学部に入学した。昭和23年9月に同学を卒業後、国立予防衛生研究所（現国立感染症研究所）において免疫学の研究に従事し、血清部免疫血清室長、細菌第二部免疫血清部長を歴任した。昭和37年10月、同じく研究者である妻の照子氏と共に渡米し、小児喘息研究所（米国デンバー市）免疫血清室長、ジョンズ・ホプキンス大学医学部免疫学部長、ラホイヤーアレルギー免疫研究所所長等を歴任した。その間、アレルギーの原因となる「免疫グロブリンE」（以下「IgE」という。）を発見し、アレルギー現象の発生機序を解明する等、医学の発展に大きく寄与した。

氏の研究成果は高く評価され、昭和47年米国の医学賞であるパサノ賞、昭和48年カナダのノーベル賞と言われるガードナー国際賞を共同研究者である照子氏と共に受賞した。さらに、氏は、昭和49年、我が国文化の最高の荣誉である文化勲章を受章、その後、平成11年には勲一等瑞宝章を受章し、平成12年には日本国際賞を受賞した。

平成8年3月、米国から照子氏と共に帰国し、山形市に居を構えた。転居後は、山形県教育委員会委員長、山形大学特別招聘教授、山形大学医学部メディカルサイエンス推進研究所名誉所長を歴任するなど、本県の人材育成並びに医学及び医療の発展に大きく貢献した。

その主な業績を摘記すれば、次のとおりである。

氏が研究に取り組む以前、代表的なアレルギー疾患とされる花粉症、気管支喘息及びアトピー性皮膚炎は特異体質によるとされており、患者血清中に存在してこれらのアレルギー疾患の原因と推定された抗体様物質（レアギン）の正体は不明であった。氏は、レアギンとは反応するが既知の免疫グロブリンのいずれとも反応しない抗体を作製し、これを用いてレアギンを試験管内で同定することに成功、さらにレアギン活性を担うIgEを発見した。その後、IgEがヒトのI型アレルギーを起こす唯一の免疫グロブリンであることを立証した。氏の立証は、それまで特異体質によって引き起こされると考えられていた常識を覆した。

IgEの発見を機にアレルギー性反応の仕組みについて分子及び細胞レベルでの解明が可能となり、IgEが、そのFc部分を介して血中の好塩基球及び組織の肥満細胞に選択的に結合すること、また、肥満細胞に結合しているIgE抗体にアレルゲンが反応すると細胞が活性化され、ヒスタミン、ロイコトリエン等のアレルギー疾患の症状を引き起こす化学伝達物質が放出されることを証明した。このことによってIgE抗体が即時型アレルギー症状の発現の原因になっていることを立証した。

氏がIgE抗体産生の制御機構の研究領域を開拓し、診断及び治療の基礎を築いたこと、IgEを世界中の研究者に無償配布したこと等により、その後の我が国や欧米の多くのアレルギー・免疫学の研究者のアレルギーの分子機構に関する研究が飛躍的に進み、IgEは花粉症のみならず、気管支喘息及びアトピー性皮膚炎の発症に重要な役割を果たしていることが明らかとなり、その予防及び治療法の開発につながった。

世界中で多くの患者を救うことになる極めて重要な発見及び研究成果であった。

氏の業績は国際的に高い評価を受け、日本では昭和48年に武田医学賞、昭和49年には朝日賞、恩賜賞・日本学士院賞を受賞し、文化勲章を受章した。平成11年には勲一等瑞宝章を受章し、平成12年には科学技術の進歩に大きく寄与し、人類の平和と繁栄に著しく貢献した人物に対して贈られる日本国際賞を受賞した。国外では、昭和47年にパサノ賞、昭和48年にはガードナー国際賞、ポール・エールリッヒ賞（ドイツ）、昭和60年には米国医学会賞を受賞した。昭和54年に受賞したボーデン賞（米国）は、米国医学会最高の賞であり、米国アレルギー学会からは氏が初の受賞者であった。また、学会役員として米国アレルギー学会評議員、米国免疫学会評議員及び同会長を歴任した。特に米国免疫学会会長は、基礎医学の学会において、米国市民権を持たない初の学会長であった。

さらに氏は、若手研究者の育成にも尽力した。我が国の国立予防衛生研究所（現国立感染症研究所）、京都大学医学部附属免疫研究施設のほか、小児喘息研究所（米国デンバー市）、ジョンズ・ホプキンス大学、ラホイヤーア

ルギー免疫研究所において多くの若手研究者を直接指導し、育成した。氏は、知識偏重ではない人格的にも優れた研究者の育成を心がけ、氏から直接指導を受けた研究者は、その後国際的に活躍し、基礎医学はもとより、アレルギー・免疫学の更なる発展に多大な貢献をしている。

氏は本県においても、山形県教育委員会委員長として本県の人材育成に尽力した。平成18年、山形県教育委員会委員長に就任した氏は、コミュニケーションによる人間としての心の触れ合いが真の教育には必要と考え、世代、地域及び文化の壁を越え様々な人々と積極的に関わり、未来を切り開いていく人材の育成に尽力した。この考えは、現在の第6次山形県教育振興計画にも引き継がれている。さらに、山形大学においても特別招聘教授として後進の育成に力を注ぎ、本県の医学及び医療の発展に貢献した。

以上に摘記されるように、現在の生命科学研究に多大な影響を与え、医学及び医療の発展に大きく貢献した氏の研究とその成果は、誠に偉大である。また、本県に転居後は、山形県教育委員会委員長、山形大学特別招聘教授等として本県の発展に尽くした。これらの業績は、県民が誇りとしてひとしく敬愛するものである。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年8月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人やすらぎ福祉サービス
  - (2) 代表者の氏名  
高橋 淳
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡真室川町大字平岡字片杉野1692番地13
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、子どもから高齢者、障害者を問わず全ての人々に対して、福祉活動を通じて快適で健全な生活を営むための支援活動及び支援事業を行い、健康推進活動及び学習活動を中心に企画・実践し活気ある明るい生活の確立と地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年10月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人アビーカ米沢スポーツクラブ
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 攻
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市福田町一丁目1番101号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、サッカーおよびスポーツの活動のため、指導・育成、指導者の養成、施設の設定・管理・運営に関する事業を行い、総合型地域スポーツクラブの発展と、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年10月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量  
運転免許証 I C 追記装置の貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部交通部運転免許課運転免許係 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月28日
- 4 落札者の名称及び所在地  
NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 4,348,080円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成30年7月13日

平成30年10月19日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成30年10月19日発行 発行人 山 形 県